

株式会社 南富良野町振興公社
代表取締役社長 池部 彰 様

委託業務名 一般廃棄物処理施設法定検査業務委託（その1）
一般廃棄物最終処分場水質検査業務

報 告 書

業 務 期 間

平成26年10月 ～ 平成26年12月

協業組合 公 清 企 業

平成26年12月 8日

分析結果報告書

株式会社 南富良野町振興公社
代表取締役社長 池部 彰 様

札幌市中央区北1条東15丁目140番地

協業組合 公清企業

理事長 原田 利 明



TEL 011-210-5020

環境測定分析所

担当職員 江崎 壽

このたび、ご依頼いただきました、『地下水（下流）、浸出水』の分析結果をご報告申し上げます。

1. 試料名 ①地下水（観測井 下流）、②浸出水
2. 試料採取者 協業組合公清企業
3. 採取場所 南富良野町一般廃棄物最終処分場
①地下水観測井戸（下流）、②浸出水調整槽マンホール
4. 現場測定日 ①、②平成26年10月21日
5. 試料採取時刻 ①9時40分～11時20分、②11時45分
6. 分析方法 別紙計量証明書記載のとおり
7. 分析結果 別紙（1）、（2）のとおり
8. 添付書類等 計量証明書及び分析チャート等

南富良野町一般廃棄物最終処分場 地下水観測井戸(下流) 分析結果

No	項目	単位	地下水 観測井戸 (下流)	定量下限値	基準(※1)
1	カドミウム	mg/L	定量下限値未満	0.001	0.01
2	全シアン	mg/L	定量下限値未満	0.1	検出されないこと。
3	鉛	mg/L	定量下限値未満	0.001	0.01
4	六価クロム	mg/L	定量下限値未満	0.005	0.05
5	砒素	mg/L	定量下限値未満	0.001	0.01
6	総水銀	mg/L	定量下限値未満	0.00005	0.0005
7	アルキル水銀	mg/L	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと。
8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	0.002	0.02
10	塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	0.0002	0.002
11	1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.0004	0.004
12	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.002	0.1
13	1,2-ジクロロエチレン *	mg/L	定量下限値未満	0.004	0.04
14	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.1	1
15	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.0006	0.006
16	トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.003	0.03
17	テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.001	0.01
18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	0.0002	0.002
19	チウラム	mg/L	定量下限値未満	0.0006	0.006
20	シマジン	mg/L	定量下限値未満	0.0003	0.003
21	ナオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	0.002	0.02
22	ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	0.001	0.01
23	セレン	mg/L	定量下限値未満	0.001	0.01
24	1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	0.005	0.05
25	塩化ビニルモノマー	mg/L	定量下限値未満	0.0002	0.002
26	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.052	-	1(※2)

備考

(※1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
(昭和52年総理府・厚生省令第1号)

「検出されないこと。」とは、その結果が当該検査方法の定量下限を下回ることをいう。

(※2) 環境基準：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)

(*) シス体とトランス体の合算値

南富良野町一般廃棄物最終処分場 浸出水調整槽水 分析結果

(有害物質項目)

No	項目	単位	分析試験結果	定量下限値	基準値 1	基準値 2
1	カドミウム及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	0.01	0.1 *	0.1
2	シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	0.1	1	1
3	有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	0.1	1	1
4	鉛及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	0.01	0.1	0.1
5	六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	0.05	0.5	0.5
6	砒素及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	0.01	0.1	0.1
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	0.0005	0.005	0.005
8	アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	0.0005	0.003	0.003
10	トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.03	0.3	0.3
11	テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.01	1	1
12	ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	0.02	0.2	0.2
13	四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	0.002	0.02	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.004	0.04	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.1	0.2	0.2
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.04	0.4	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.3	3	3
18	1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.006	0.06	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	0.002	0.02	0.02
20	チウラム	mg/L	定量下限値未満	0.006	0.06	0.06
21	シマジン	mg/L	定量下限値未満	0.003	0.03	0.03
22	チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	0.02	0.2	0.2
23	ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	0.01	0.1	0.1
24	セレン及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	0.01	0.1	0.1
25	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	10(海域排出230)	50(海域排出230)
26	ふっ素及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	0.1	8(海域排出15)	15
27	アンモニア性窒素	mg/L	3.2	0.7		
28	硝酸性窒素	mg/L	0.2	0.2	100(※)	200(※)
29	亜硝酸性窒素	mg/L	定量下限値未満	0.2		
30	1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	0.05	0.5	0.5

(特記事項)

基準値 1:排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第一 * 平成26年12月1日より、0.03mg/Lに改定。

基準値 2:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府厚生省令第1号)別表第一「検出されないこと」とは、その結果が当該検査方法の定量下限を下回ることをいう。

(*) 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(生活環境項目)

No	項目	単位	分析試験結果	定量下限値	基準値 1	基準値 2
1	水素イオン濃度(pH)(水温℃)	-	8.3(13℃)	-	5.8~8.6(海域排出5.0~9.0)	5.8~8.6(海域排出5.0~9.0)
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	6.4	0.5	160(日間平均 120)	60
3	化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	8.3(13℃)	0.5	160(日間平均 120)	90
4	浮遊物質(SS)	mg/L	2.8	1	200(日間平均 150)	60
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	定量下限値未満	0.5	5	5
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	定量下限値未満	0.5	30	30
7	フェノール類含有量	mg/L	定量下限値未満	0.5	5	5
8	銅含有量	mg/L	定量下限値未満	0.01	3	3
9	亜鉛含有量	mg/L	0.01	0.01	2	2
10	溶解性鉄含有量	mg/L	0.10	0.05	10	10
11	溶解性マンガン含有量	mg/L	2.5	0.01	10	10
12	クロム含有量	mg/L	定量下限値未満	0.05	2	2
13	大腸菌群数	個/mL	0	-	日間平均3000	日間平均3000
14	窒素含有量	mg/L	3.6	0.05	120(日間平均 60)	120(日間平均 60)
15	りん含有量	mg/L	0.045	0.003	16(日間平均 8)	16(日間平均 8)

(特記事項)

基準値 1:排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第二

基準値 2:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府厚生省令第1号)別表第一

※上記分析結果は、別添計量証明書の結果からの転記である。

計量証明書

株式会社南富良野町振興公社
代表取締役社長 池部 彰 様

〒060-0031

札幌市中央区北1条東15丁目140番地

協業組合 公清 企業

〒060-0031

札幌市中央区北1条東12丁目22番地

環境測定分析所



ご依頼の試料について、計量の結果を

下記のとおり証明いたします。

環境計量士
濃度関係
第486号

熊谷 毅 生



記

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1. 業務委託名 | 一般廃棄物処理施設法定検査業務委託(その1) |
| 2. 試料名 | 地下水(観測井)下流 |
| 3. 試料採取箇所 | 一般廃棄物最終処分場 |
| 4. 試料採取月日 | 平成26年10月21日 |
| 5. 試料採取時刻 | 地下水(観測井)下流 9時40分 |
| 6. 試料採取者 | 協業組合 公清企業 |
| 7. 分析結果 | 別紙 A50801.1-1 |
| 8. 分析方法 | 別紙 A50801.1-1 |

以上

一般廃棄物最終処分場
 地下水(観測井)下流 分析試験結果

No.	項目	単位	分析試験結果	定量下限値	分析試験方法
1	カドミウム	mg/L	定量下限値未満	0.001	JIS K0102-55.3 (ICP発光分析法)
2	全シアン	mg/L	定量下限値未満	0.1	JIS K0102-38.1.2及び38.3 (吸光光度法)
3	鉛	mg/L	定量下限値未満	0.001	JIS K0102-54.3 (ICP発光分析法)
4	六価クロム	mg/L	定量下限値未満	0.005	JIS K0102-65.2.4 (ICP発光分析法)
5	砒素	mg/L	定量下限値未満	0.001	JIS K0102-61.2 (水素化合物発生原子吸光法)
6	総水銀	mg/L	定量下限値未満	0.00005	昭46環境庁告示第59号 (原子吸光法)
7	アルキル水銀	mg/L	定量下限値未満	0.0005	昭46環境庁告示第59号 (GC法)
8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	0.0005	昭46環境庁告示第59号 (GC法)
9	ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	0.002	JIS K0125-5.1 (パーティ・トラップGC-MS法)
10	四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	0.0002	JIS K0125-5.1 (パーティ・トラップGC-MS法)
11	1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.0004	JIS K0125-5.1 (パーティ・トラップGC-MS法)
12	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.01	JIS K0125-5.1 (パーティ・トラップGC-MS法)
13	1,2-ジクロロエチレン*	mg/L	定量下限値未満	0.004	JIS K0125-5.1 (パーティ・トラップGC-MS法)
14	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.1	JIS K0125-5.1 (パーティ・トラップGC-MS法)
15	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.0006	JIS K0125-5.1 (パーティ・トラップGC-MS法)
16	トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.003	JIS K0125-5.1 (パーティ・トラップGC-MS法)
17	テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.001	JIS K0125-5.1 (パーティ・トラップGC-MS法)
18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	0.0002	JIS K0125-5.1 (パーティ・トラップGC-MS法)
19	チウラム	mg/L	定量下限値未満	0.0006	昭46年環境庁告示第59号 固相抽出 (HPLC法)
20	シマジン	mg/L	定量下限値未満	0.0003	昭46年環境庁告示第59号 第1 固相抽出 (GC-MS法)
21	チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	0.002	昭46年環境庁告示第59号 第1 固相抽出 (GC-MS法)
22	ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	0.001	JIS K0125-5.1 (パーティ・トラップGC-MS法)
23	セレン	mg/L	定量下限値未満	0.001	JIS K0102-67.2 (水素化合物発生原子吸光法)
24	1,4-ジオキサソ	mg/L	定量下限値未満	0.005	昭46年環境庁告示第59号 固相抽出 (GC-MS法)
25	塩化ビニルモノマー	mg/L	定量下限値未満	0.0002	地下水の水質汚濁に係る環境基準について付表 (第1) (パーティ・トラップ GC-MS法)
(特記事項)					
*シス体とトランス体の合算値 ※機器装置等の略号 GC:ガスクロマトグラフ MS:質量分析装置					
HPLC:高速液体クロマトグラフ ICP:誘導結合プラズマ					

計量証明書

株式会社南富良野町振興公社
代表取締役社長 池部 彰 様

〒060-0031

札幌市中央区北1条東15丁目140番地
協業組合 公清

〒060-0031

札幌市中央区北1条東12丁目22番地


環境測定分析所



ご依頼の試料について、計量の結果を

下記のとおり証明いたします。

環境計量士
濃度関係
第486号

熊谷 毅 生 

記

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1. 業務委託名 | 一般廃棄物処理施設法定検査業務委託(その1) |
| 2. 試料名 | 浸出水調整槽水 |
| 3. 試料採取箇所 | 一般廃棄物最終処分場 |
| 4. 試料採取月日 | 平成26年10月21日 |
| 5. 試料採取時刻 | 浸出水調整槽水 11時45分 |
| 6. 試料採取者 | 協業組合 公清企業 |
| 7. 分析結果 | 別紙 A50801.2-1 |
| 8. 分析方法 | 別紙 A50801.2-1 |

以上

別紙 一般廃棄物最終処分場
浸出水調整槽水 分析試験結果
(有害物質)

No. A50801. 2-1

No.	項目	単位	分析試験結果	定量下限値	分析試験方法
1	カドミウム及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	0.01	JIS K0102-55.3 (ICP発光分析法)
2	シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	0.1	JIS K0102-38.1.2及び38.3 [4-ヒ'リ'ン'カルボ'ン酸'ビ'ジ'の吸光光度法]
3	有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	0.1	昭和49年環境庁告示第64号 (GC法)
4	鉛及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	0.01	JIS K0102-54.3 (ICP発光分析法)
5	六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	0.05	JIS K0102-65.2.4 (ICP発光分析法)
6	砒素及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	0.01	JIS K0102-61.2 (水素化合物発生原子吸光法)
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号 (原子吸光法)
8	アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号 (GC法) 及び 昭和49年環境庁告示第64号 (薄層クロマトグラフ-原子吸光法)
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号 (GC法)
10	トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.03	JIS K0125-5.1 (パーティトラップGC-MS法)
11	テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.01	JIS K0125-5.1 (パーティトラップGC-MS法)
12	ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	0.02	JIS K0125-5.1 (パーティトラップGC-MS法)
13	四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	0.002	JIS K0125-5.1 (パーティトラップGC-MS法)
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.004	JIS K0125-5.1 (パーティトラップGC-MS法)
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.02	JIS K0125-5.1 (パーティトラップGC-MS法)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	0.04	JIS K0125-5.1 (パーティトラップGC-MS法)
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.3	JIS K0125-5.1 (パーティトラップGC-MS法)
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	0.006	JIS K0125-5.1 (パーティトラップGC-MS法)
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	0.002	JIS K0125-5.1 (パーティトラップGC-MS法)
20	チウラム	mg/L	定量下限値未満	0.006	昭和46年環境庁告示第59号 固相抽出 (HPLC法)
21	シマジン	mg/L	定量下限値未満	0.003	昭和46年環境庁告示第59号 第1固相抽出 (GC-MS法)
22	チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	0.02	昭和46年環境庁告示第59号 第1固相抽出 (GC-MS法)
23	ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	0.01	JIS K0125-5.1 (パーティトラップGC-MS法)
24	セレン及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	0.01	JIS K0102-67.2 (水素化合物発生原子吸光法)
25	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	JIS K0102-47.3 (ICP発光分析法)
26	ふっ素及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	0.1	JIS K0102-34.1 (吸光光度法)
27	アンモニア性窒素	mg/L	3.2	0.7	JIS K0102-42.1及び42.3 (中和滴定法)
28	硝酸性窒素	mg/L	0.2	0.2	下水試験方法 第2編第2章第27節1 (ブルシン法)
29	亜硝酸性窒素	mg/L	定量下限値未満	0.2	下水試験方法 第2編第2章第26節1 (N-(1-ナフチル)エチレンジアミン吸光光度法)
30	1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	0.05	昭和46年環境庁告示第59号 固相抽出 (GC-MS法)

(生活環境項目)

No.	項目	単位	分析試験結果	定量下限値	分析試験方法
1	水素イオン濃度(pH)(水温℃)	-	8.3 (13℃)	-	JIS K0102-12.1 (ガラス電極法)
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	6.4	0.5	JIS K0102-21 JIS K0102-32.3 (隔膜電極法)
3	化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	8.3	0.5	JIS K0102-17 (滴定法)
4	浮遊物質(SS)	mg/L	2.8	1	昭和46年環境庁告示第59号 (ろ過重量法)
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	mg/L	定量下限値未満	0.5	昭和49年環境庁告示第64号及びフロリジルカラムによる分離定量 (抽出・重量法)
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類)	mg/L	定量下限値未満	0.5	
7	フェノール類含有量	mg/L	定量下限値未満	0.5	JIS K0102-28.1 (吸光光度法)
8	銅含有量	mg/L	定量下限値未満	0.01	JIS K0102-52.4 (ICP発光分析法)
9	亜鉛含有量	mg/L	0.01	0.01	JIS K0102-53.3 (ICP発光分析法)
10	溶解性鉄含有量	mg/L	0.10	0.05	JIS K0102-57.4 (ICP発光分析法)
11	溶解性マンガン含有量	mg/L	2.5	0.01	JIS K0102-56.4 (ICP発光分析法)
12	クロム含有量	mg/L	定量下限値未満	0.05	JIS K0102-65.1.4 (ICP発光分析法)
13	大腸菌群数 *	個/mL	0	-	昭和37年厚生省・建設省令第1号 (デソキシコール酸培地法)
14	窒素含有量	mg/L	3.6	0.05	JIS K0102-45.4 (銅・カドミウムカラム還元法)
15	りん含有量	mg/L	0.045	0.003	JIS K0102-46.3.1 (ベルオキシソニ硫酸カリウム分解法)

(特記事項)

※機器装置等の略号 GC:ガスクロマトグラフ MS:質量分析装置

* 計量法第107条の計量対象外

HPLC:高速液体クロマトグラフ ICP:誘導結合プラズマ

平成26年11月14日



計量証明書

株式会社 南富良野町振興公社 殿

業務名：平成26年度一般廃棄物処理施設法定検査業務委託(その1)

帝人エコーサイエンス株式会社

〒108-0073 東京都港区三田3-3-8

松山事業所

〒791-8536 松山市西垣生町2345番地

Tel (089) 971-5818 Fax (089) 972-3957

特定計量証明事業者の認定番号 N-0031-01

計量証明事業登録(愛媛県)第環41号(特定濃度)

計量管理者

岩松 匠



ご依頼のダイオキシン類の分析結果を下記のとおり証明致します。

測定媒体：水質

試料名：一般廃棄物最終処分場地下水(観測井) 下流

試料区分：持込試料

採取場所：一般廃棄物最終処分場

採取年月日：平成26年10月21日

試料採取者：協業組合 公清企業

北海道札幌市中央区北1条東12丁目22

計量の対象	計量の結果		計量の方法
	実測濃度	毒性等量	
ダイオキシン類濃度	2.6 pg/L	0.052 pg-TEQ/L	平成11年環境庁告示第68号 (JIS K 0312 (2008))

- 備考) 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
2. 毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条の規定による。
3. 毒性等量は、検出下限以上の値はそのままその値を用い、検出下限未満のものは試料における検出下限の1/2の値を用いて各異性体の毒性等量を算出し、それらを合計して算出した。
4. 毒性等量は、計量法で定める計量証明対象外の項目である。

水質試料中のダイオキシン類分析結果表

(1507-1)

化合物の名称等		試料名：一般廃棄物最終処分場地下水(観測井) 下流					
		実測濃度 (Cs) pg/L	試料における 定量下限 pg/L	試料における 検出下限 pg/L	毒性等価 係数	毒性等量① (TEQ) pg-TEQ/L	毒性等量② (TEQ) pg-TEQ/L
ポリ塩化ジベンゾフラン	1, 2, 7, 8-TeCDF	N. D.	0.07	0.02	0	0	0
	2, 3, 7, 8-TeCDF	N. D.	0.07	0.02	0.1	0	0.001
	TeCDFs	0.28	0.07	0.02	—	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF	0.02 *	0.07	0.02	0.03	0	0.0006
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF	0.03 *	0.07	0.02	0.3	0	0.009
	PeCDFs	0.33	0.07	0.02	—	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF	N. D.	0.13	0.04	0.1	0	0.002
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF	N. D.	0.13	0.04	0.1	0	0.002
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF	N. D.	0.14	0.04	0.1	0	0.002
	2, 3, 4, 6, 7, 8 + 1, 2, 3, 6, 8, 9-HxCDF	0.05 *	0.13	0.04	0.1	0	0.005
	HxCDFs	0.21	0.13	0.04	—	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF	0.16	0.13	0.04	0.01	0.0016	0.0016
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF	N. D.	0.15	0.04	0.01	0	0.0002
	HpCDFs	0.24	0.13	0.04	—	—	—
	OCDF	0.1 *	0.3	0.1	0.0003	0	0.00003
	Total PCDFs	1.2	—	—	—	0.0016	0.023
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	1, 3, 6, 8-TeCDD	0.07	0.07	0.02	0	0	0
	1, 3, 7, 9-TeCDD	0.04 *	0.07	0.02	0	0	0
	2, 3, 7, 8-TeCDD	N. D.	0.07	0.02	1	0	0.01
	TeCDDs	0.11	0.07	0.02	—	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD	N. D.	0.07	0.02	1	0	0.01
	PeCDDs	0.13	0.07	0.02	—	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD	N. D.	0.13	0.04	0.1	0	0.002
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD	N. D.	0.15	0.04	0.1	0	0.002
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD	N. D.	0.13	0.04	0.1	0	0.002
	HxCDDs	0.17	0.13	0.04	—	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD	0.09 *	0.15	0.04	0.01	0	0.0009
	HpCDDs	0.17	0.15	0.04	—	—	—
	OCDD	0.1 *	0.3	0.1	0.0003	0	0.00003
Total PCDDs	0.68	—	—	—	0	0.027	
Total (PCDFs+PCDDs)	1.8	—	—	—	0.0016	0.050	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)	N. D.	0.08	0.02	0.0003	0	0.000003
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)	0.05 *	0.10	0.03	0.0001	0	0.000005
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)	N. D.	0.09	0.03	0.1	0	0.0015
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)	N. D.	0.08	0.02	0.03	0	0.0003
	Total ノンオルト体	0.05	—	—	—	0	0.0018
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)	N. D.	0.10	0.03	0.00003	0	0.00000045
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)	0.40	0.13	0.04	0.00003	0.000012	0.000012
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)	0.12 *	0.13	0.04	0.00003	0	0.0000036
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)	N. D.	0.11	0.03	0.00003	0	0.00000045
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)	0.05 *	0.10	0.03	0.00003	0	0.0000015
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)	0.10	0.10	0.03	0.00003	0.0000030	0.0000030
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)	N. D.	0.07	0.02	0.00003	0	0.0000003
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)	N. D.	0.08	0.03	0.00003	0	0.00000045
Total モノオルト体	0.67	—	—	—	0.000015	0.000022	
Total (ノンオルト体+モノオルト体)	0.72	—	—	—	0.000015	0.0018	
Total (PCDFs+PCDDs+コプラナーPCB)	2.6	—	—	—	0.0016	0.052	

- 備考 1. 実測濃度中の*付の数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。
 2. 実測濃度中の“N. D.”は、検出下限未満であることを示す。
 3. 毒性等価係数は、WHO/IPCS (2006) のTEFを適用した。
 4. 毒性等量①は、定量下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出したものである。
 5. 毒性等量②は、検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出したものである。